

平成29年度

茨木市立葦原小学校いじめ防止基本方針

(いじめの定義)

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」＜いじめ防止対策推進法＞

(学校教育目標)

知育・徳育・体育の調和のとれた たくましい子ども

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

教育現場において、「いじめ」に関わる問題が児童生徒指導上の喫緊の課題となっています。またインターネットの動画サイトへの投稿など、今までとは異なった新たな「いじめ」が発生し、止まる様子を見せません。

この「いじめ」は、児童の人権を著しく侵害する行為であり、決して許されるものではありません。学校の内外や、時間を問わず発生するこの問題は、全ての児童に関わる深刻な問題です。

人権教育を教育の原点と据えて取り組んできた本校としましても、今一度、教育現場を取り巻く「いじめ」の現状を全教職員が真摯に受け止め、いじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップの元、組織的にいじめ問題に取り組むことが必要であると感じています。

以上を踏まえて、本校基本方針は「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定いたします。

(いじめの禁止)

児童は、いかなる理由であろうとも、いじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、吹田子ども家庭センターや所轄警察署等をはじめとする関係外部機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に取り組めます。

2 いじめの防止等のための基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

児童の豊かな情操と人権感覚及び道徳心を培い、心の通う対人交流の能力素地を養うことがいじめの未然防止につながることを踏まえ、本校の全ての教育活動を通じた人権教育・道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

そのために、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有します。

葦原小が推進する4つの観点

①集団・絆づくり ②授業づくり ③地域連携 ④意識向上

- 集団・絆づくり**・・・人権問題に対して豊かな人権感覚を持ち、仲間の思いを受けとめ、仲間とつながって行動する集団・絆づくりを推進します。

(具体的な取り組み)

- ☆『一斉人権学習』など年間を通じて行う人権教育の推進
- ☆規範意識の醸成を意識した道徳教育の推進
- ☆いじめ撲滅テーマソング「一人じゃないよ」及び
いじめ予防リーフレット（市教委作成）の活用 など

- 授 業 づ く り**・・・すべての子どもたちが授業にいきいきと参加し、「わかる・できる」授業の場を追求し、一人ひとりの基礎学力の定着と、思考力・判断力・表現力の育成など、「生きる力」を育成する授業づくりを推進します。

(具体的な取り組み)

- ☆ユニバーサルデザインの理念に則り、すべての子が安心して学べ、「分かる・できる」授業を目指す『葦原授業スタンダード』の推進
- ☆子ども同士をつなぎ、共に学びあう学習集団の育成 など

- 地 域 連 携**・・・家庭訪問や地域訪問、行事参加を積極的に行い、学校・家庭・地域との連携と協働により、地域教育コミュニティづくりに努め、家庭や地域と情報交換が行いやすい環境づくりを推進します。

(具体的な取り組み)

- ☆子どもを取り巻く環境に不安に感じている家庭への積極的な家庭訪問
- ☆PTAや青健協、人権みなみ地域協議会、地区防犯協会など
地域諸団体の行事への積極的参加と情報交換 など

- 意識向上・・・いじめの未然防止、早期対応をするため、事例をもとにした校内研修を行い、全教職員がいじめに対する認識を共有し、適切に対応できるよう努めます。

(具体的な取り組み)

☆いじめ対策委員会が中心となった校内研修の実施

☆教職員が互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気づくり

② いじめの早期発見のための措置

▼いじめ調査等

- ・児童生徒対象 いじめアンケート 年3回（6月、11月、2月）
- ・教育相談（あしはら相談ルーム）の設定 年10回

▼いじめ相談体制（学校内外）とその周知

- ・校内相談体制の整備 【窓口：生徒指導コラボレーター、養護教諭】
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ・いじめホッと電話相談（072-627-5511、0120-147-970）
- ・すこやか教育相談（0570-078-310）
- ・すこやかホットライン（06-6607-7361）
- ・子どもの悩み相談フリーダイヤル（0120-7285-25）

▼インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ICT サポーターと連携しての児童生徒への情報モラル教育
- ・非行防止、犯罪被害防止教室の実施
- ・保護者への啓発

(2) いじめの防止等に関する措置

①いじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

<構成員>チーフ 校長

教頭、首席（生徒指導コラボレーター）、学年代表

支援教育コーディネーター、養護教諭、児童生徒支援加配教員

（不定期参加）スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

<活動>

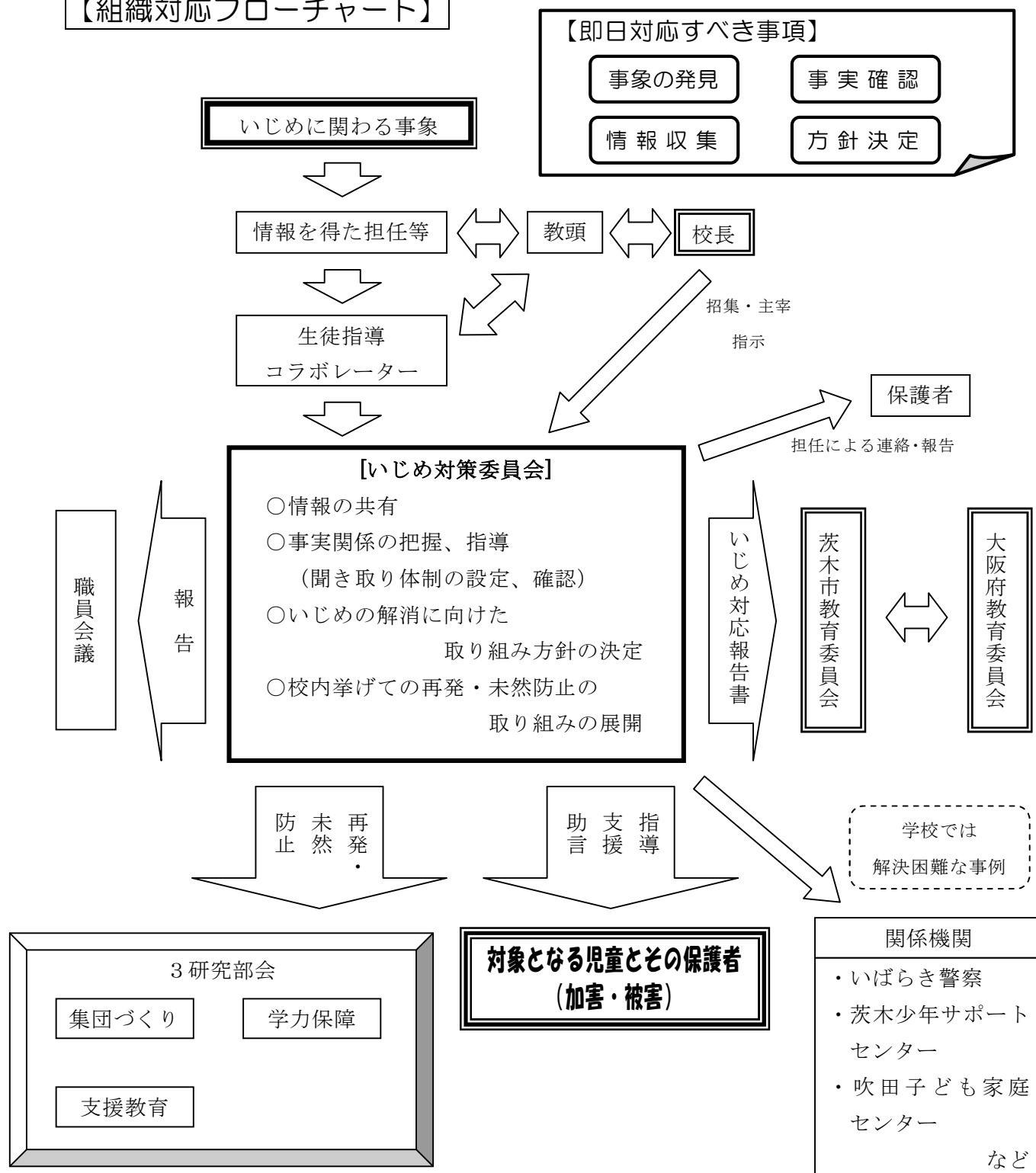
- いじめの防止に関する年間計画の作成と見直し
- いじめの早期発見に関わる取り組みの実施と検証（いじめアンケート、教育相談等）
- いじめ発生時における組織的対応全般
- いじめの問題に関する研修の企画、立案、実施

<開催>

- ・月1回（初旬の放課後）を定例会（拡大人推委員会）とし、いじめ事案発生時は緊急招集します。

② いじめに対する措置

【組織対応フローチャート】



いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子ども達に理解させることが大切です。また、子ども達が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育

の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を養えるよう、学校を挙げて取り組みを行います。

さらに、道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮します。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが、その問題を解決することにつながります。心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「心づかい」、「やさしさ」に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられます。

以上を踏まえて、葦原小学校では・・・

- ▽ いじめに係る相談を受けた場合は、生徒指導コラボレーターを中心に、速やかに事実の有無の確認を行います。
- ▽ いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、いじめをやめさせ、再発防止のため、被害児童・保護者に対する支援と、加害児童への指導・支援とその保護者への助言を継続的にを行います。とりわけ、障がいのある児童等へのいじめが生じた場合には、特段の配慮をもって対処します。
- ▽ 加害・被害双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたります。
- ▽ 再発防止・未然防止の観点から、人権教育・道徳教育を全ての教育活動の中で展開し、子ども達が豊かな心を養えるよう、学校を挙げて取り組みます。
- ▽ 速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出します。
- ▽ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、出席停止の措置も視野に入れながら、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

③ 重大事案への対処

子どもの生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行います。

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告します。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施します。
- 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

④ 学校教育自己診断における留意事項

いじめを隠さず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校教育自己診断の項目に加え、適正に自校の取組を評価・検証します。

- いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- いじめの再発防止の取組に関すること。

(次項) 資料１「いじめの防止等に関する年間計画」

平成29年度 いじめの防止等に関する年間計画(案)

		学校	児童	保護者	地域・その他
4月	い じ め 対 策 委 員 会 (定 例)	校内研修	授 業 参 観 ・ 懇 談		校区人研
5月		あしはら相談ルーム 一斉人権学習		家庭訪問	校区人研 生指協
6月		あしはら相談ルーム	生活アンケート①		学校協議会 土曜参観 教育相談担当者会 校区人研 生指協
7月		あしはら相談ルーム	個 人 懇 談		校区人研 茨木市人権教育夏季研究集会 つながって感動!フォーラム
8月		校内研修	プ ー ル 参 観		
9月		あしはら相談ルーム 人権作品制作			校区人研 教育相談担当者会 生指協
10月		あしはら相談ルーム 一斉人権学習 人権作品制作	学校教育自己診断		校区人研
11月		あしはら相談ルーム	生活アンケート②		PTA人権講演会 校区人研 学校協議会 教育相談担当者会 生指協
12月		あしはら相談ルーム	オ ー プ ン ス ク ー ル		校区人研 いじめ不登校シンポジウム
1月		あしはら相談ルーム	個 人 懇 談		校区人研 教育相談担当者会 生指協
2月		あしはら相談ルーム 一斉人権学習	授 業 参 観 ・ 懇 談		校区人研 人権みなみ地域協議会 人権連続講座 (~3月) 生指協
3月		検証・総括		PTA 講演会	校区人研 学校協議会